62　船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHzを超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。

63　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から62までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～七十五　略］ 七十六　無線設備四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているＶＨＦデータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの 七十七　無線設備四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備 ［2　略］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2)　略］ (3)　特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～七十五　同上］ ［新設］ ［2　同上］ **別表第一号**　［同上］ 一　［同上］ (1)・(2)　同上］ (3)　［同上］ ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
［略］			
備設線無の号五十七第項一第条二第			
備設線無の号六十七第項一第条二第			
備設線無の号七十七第項一第条二第			

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
［同上］			
備設線無の号五十七第項一第条二第			